

厚木市猫の適正飼養及び管理に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、動物の愛護及び管理に関する法律及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、猫の適正な飼養に関し必要な事項を定め、動物愛護精神の高揚並びに猫による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

2 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼養者 猫を所有する者（所有者以外の者が飼養管理する場合には、その者を含む。）をいう。
- (2) 管理者等 猫が他の地域住民に迷惑をかけないように、責任をもって飼養管理できる者又は団体をいう。
- (3) 飼い猫 飼養者が飼養し、又は管理する猫をいう。

3 猫を屋内で飼養する飼養者及び管理者等のマナー

- (1) 疾病の感染防止や不慮の事故防止などないよう、屋内で飼養する。
- (2) 飼養する猫の数は、居住環境を踏まえ、その環境に合った猫の数を見極め、飼養数をみだりに増やさないよう不妊・去勢手術をするように努める。
※ 生後4～6箇月ぐらゐまでに不妊・去勢手術をするように努める。
- (3) 猫の本能、習性、行動及び生理等を十分に理解し、愛情をもって猫を終生適切に飼養する。
- (4) 猫が逸走しないよう措置を講じるとともに、逸走した場合には、みずから飼養者の責任において発見し収容に努める。
- (5) 迷子札や首輪の装着、マイクロチップの埋め込み等、身元の判明する措置を講ずる。
- (6) 動物の病気に対しての十分な知識を持ち、異常があったときはできるだけ早く動物病院へ相談する。
- (7) 飼養している場所及びその周囲を常に清潔に保ち、悪臭や虫などの発生を防止する。
- (8) ノミ、ダニやかいせんの予防・駆除等適切な健康管理をする。

4 猫を室外で飼養する飼養者及び管理者等のマナー

- (1) エサを与える場合は、近隣住民に迷惑のかからないような場所を選び、決められた時間以外はエサを与えないように努める。
- (2) エサは適切な量を与え、食べ終わるのを待ってから容器の回収や周辺の清掃をし、衛生管理に心掛け、置きエサはしないように努める。
- (3) 排泄物やごみは速やかに片付け、猫の生活環境の周辺を清潔に保持し、環境美化に配慮するように努める。
- (4) 飼養する猫の数が、今以上に増えないよう、不妊去勢手術を実施し、手術後はイヤークットなどを施し、不妊去勢手術を実施したことが外見で判断できるように努める。
※ 生後4～6箇月ぐらゐまでに、不妊・去勢手術をするように努める。
- (5) 迷子札や首輪の装着、マイクロチップの埋め込み等、身元の判明する措置を講ずる。
- (6) ノミ、ダニやかいせんの予防・駆除等適切な健康管理をする。
- (7) できる限り室内で飼養するように心掛け、終生飼養に努める。

5 飼い猫の緊急・災害時等の対応

- (1) 飼養の管理としつけ しつけや人馴れしていない猫は、避難時に迷惑になることが考えられるので、飼養者は常に飼い猫のしつけや健康管理を適切に実施するように努める。
- (2) 避難方法や避難場所の確認 災害時等に猫を連れての避難方法や避難場所をあらかじめ確認し、避難場所では多くの人が集まるため、飼養している猫に迷子札を首輪等に装着するように努める。
※ 迷子札以外にもマイクロチップ等を装着することにより、保護された際の身元が判明する確率が上がる。
- (3) 猫用の避難用具の準備 避難のためのエサ、容器、リード（引き綱）、携帯用のケージ、糞尿等の汚物処理用具及び水などを常備するように努める。

附 則

このガイドラインは、平成 22 年 4 月 1 日から定める。